

○第百多摩建設事務所新事務「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組組織	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供	現状と課題	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。			・首長による避難指示等の確実な迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達経路に関する区市町村の対応 【東京都】 建設局	
	今後の具体的な取組											・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)		
	R4年度											・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)		
②洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村に提供し、伝達する取組を促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題	・市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・市内に東京都管理河川は流れていない。	・市内に東京都管理河川は流れていない。	・市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・町長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・町長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・村長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する可能性がある。	・町長の地形上、河川沿道による住家や施設等への直撃的な被害が発生する可能性は低いと考えているが、万一が想定最大規模降雨が発生した場合、町長が避難指示等を判断する際に必要な河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集には時間を要すると予想される。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署等で発信できる仕組みを検討していく。			・避難指示等の発令判断をするための防災情報を市防災担当部署等で発信し、適切に判断できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を町防災担当部署等で発信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を町防災担当部署等で発信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を村防災担当部署等で発信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を町防災担当部署等で発信できる仕組みを検討していく。				・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)	
	R4年度	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。			・引き続き、避難指示等の発令判断をするための防災情報を市防災担当部署等で発信し、適切に判断できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を町防災担当部署等で発信できる仕組みを検討していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・引き続き洪水予報・水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	特段の取組予定なし				・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組組織	
③避難指示等発令の対象区域、河川等の確認(水害対応タイムライン)	現状と課題	・多摩川のタイムラインは作成しているが、東京都管理河川については作成していない。 ・東京都水防総合情報システムで水位を把握するとともに、洪水警報危険度分布を参考に避難指示等の発令の基準にしている。 ・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・市内に都管理河川は流れていないが、多摩川の洪水を対象とした避難情報の発令に着手したタイムラインを作成している。	・市内に都管理河川は流れていないが、多摩川の洪水を対象としたタイムラインを作成している。	・秋川及び平井川のタイムライン作成を検討している。 ・水害に関する避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成中であるが、流域の対応や土砂災害対策とリンクさせるため、避難指示等の発令区域の選定やタイミングの判断が難しい。	・タイムライン作成の予定は現在のところ無い。 ・より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・平井川のタイムライン作成を検討している。 ・想定浸水の深さが違うため避難指示等の伝達方法を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・多機関連携型、避難指示の発令に着手する型のとらを作成していくか検討する必要がある。 ・タイムラインは作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。 ・洪水に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れておらず、タイムライン及び避難指示等の発令基準も作成していない。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなるときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組	・タイムラインの作成について検討していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを検討していく。	・水害対応後等に策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じ反映させるなど、適宜内容の見直しを図っていく。	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを検討していく。	・秋川及び平井川のタイムラインは、避難指示等の判断・伝達マニュアルとの整合性を図りながら作成していく。	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを検討していく。	・想定浸水の深さが違うため避難指示等の伝達方法を検討し必要に応じて作成していく。	・避難情報に関するガイドライン及び村地域防災計画に基づき、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	特段の取組予定なし	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の活用促進を図る。			・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)	
	R4年度	・霞川、黒沢川、成木川のタイムラインを作成する必要性について、引き続き検討していく。			・令和2年5月に作成した「羽村市風水害タイムライン」の運用を図るとともに、実践を通しての改善を図っていく。	・引き続き、秋川及び平井川のタイムラインは、避難指示等の判断・伝達マニュアルとの整合性を図りながら作成していく。	・長堀川の浸水予想区域図及び地域防災計画を踏まえ、今後も検討していく。	・北秋川について、タイムラインを作成する必要性について検討していく。 ・多機関連携型、避難指示者目型とらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。 ・避難情報に関するガイドライン及び村地域防災計画に基づき、適切に避難情報を発令していく。	特段の取組予定なし	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当部署との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜取組を行っている。		・今年度、危険度分布(「キキル」)の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)		
現状と課題	・避難の準備情報、高齢者等避難・避難指示等を発令した場合は、HP、防災行政無線、市民メール、緊急通報メール、Li-Fi、災害情報スマートフォンアプリ(土砂のみ)や市広域車、消防団車両などによる呼びかけにより、避難対象地区の住民への情報周知を図ることとしている。 ・情報を住民へ確実に伝えることが課題。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・市民への情報提供の多量化を図っている。	・市内に都管理河川は流れていないが、多摩川に関する避難情報等については、市公式サイト、メール配信サービス、広域車等で市民へ周知を図っている。	・市が設置する河川監視用カメラのリアルタイム情報は公開していない。 ・水害が予想される状況になった場合、あきる野安心メール(登録制メール)及び防災行政無線により情報提供する。	・河川監視カメラ等は、町内には無。 ・河川の情報は、ホームページ等で発信していない。 ・河川の情報は住民に伝わっていない可能性がある。	・平常時から地域又は町内会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の状況を把握しておくとともに、東京都防災情報システムなどで得た気象情報、雨量、水位などの情報を目の出町防災行政無線や日の出町安心安全メールなどを有効活用し、町長に適切に伝達できるように努める。 ・河川監視用カメラのリアルタイム情報は、夜間防災関連で情報の共有を図っている。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・洪水情報や避難情報等について、町内全戸に受信機を配布している防災行政無線により住民に伝達している。 ・防災行政無線は、全世帯に迅速な情報伝達が可能である反面、音のみの情報であるため、聞き逃し、聞き間違いなどのリスクがある。 ・メールサービス等の文字による情報伝達手段の導入も必要性を感じているが、災害発生時はマンパワー不足により対応できない可能性がある。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。	・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。 ・水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防総合情報システム」や「YouTube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・発着情報の集約化や有効活用等の検討が必要である。(建設局) ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局				

<p>②要配慮者利用施設等における避難計画の作成状況・避難経路の実施状況の確認</p>	<p>・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。</p> <p>・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難経路の実施状況を確認する。</p> <p>・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難経路の実施状況を確認する。</p> <p>・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していく。</p> <p>・当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施、避難訓練の実施結果報告書の提出を周知・促進していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していく。</p> <p>・地域防災計画に記載した施設のうち、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が行われていない施設に対して作成と実施に向け支援していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。</p>	<p>・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。</p>	<p>・要配慮者施設管理者との協議を行い、避難確保計画の策定状況及び避難訓練の実施状況を確認するとともに、未策定・未実施の場合は今後の対策について調整を行う。</p>	<p>・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。</p> <p>・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への変更の周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局)</p> <p>・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局)</p> <p>・区市町村と共同し、所管法令に基づき指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(下水道局)</p> <p>・引き続き、区市町村の洪水ハザードマップの基となる、区市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</p> <p>・区市町村と対し、私立学校等利用施設の避難確保計画の作成業務等について更なる周知を行う。(教育庁)</p>			
	<p>・浸水および土砂が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握した。</p> <p>・平成30年度に実施した避難確保計画作成に関する説明会を踏まえ、当該施設に対する避難確保計画の作成支援を行っている。</p> <p>・土砂災害対応訓練において、情報伝達訓練を実施し、検証を行った。</p>	<p>・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画の作成支援や浸水防止のための訓練の実施状況の確認を行っている。</p>	<p>・羽村市地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成について促し、その結果、現在の計画策定の進捗率は100%となっている。今後は継続して、これらの施設が効果的に避難訓練が実施されているかを確認し支援していく。</p> <p>・令和4年11月現在、対象とする11施設中9施設が計画を提出している。</p>	<p>・引き続き、地域防災計画に記載した施設のうち、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が行われていない施設に対して作成と実施に向け支援していく。</p> <p>・令和4年11月現在、対象とする11施設中9施設が計画を提出している。</p>	<p>引き続き要配慮者利用施設の把握し、地域防災計画に記載することを検討していく。</p>	<p>引き続き新規対象となる施設の把握、計画の策定及び訓練の実施を推進する。</p>	<p>浸水想定区域内等に要配慮者利用施設等が存在しないが、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、引き続き必要に応じて検討していく。</p>	<p>要配慮者施設における災害対策についての情報収集を行い、今後の協議について庁内での検討を行う。</p>	<p>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ、雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設が多い5区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、国文官水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局)</p> <p>・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局)</p> <p>・東京地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局)</p> <p>・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけを与え、訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局)</p> <p>・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイン等にて上映した。(都市整備局)</p> <p>・所管法令に基づき指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局)</p> <p>・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応できるよう周知した。(教育庁)</p>				
<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>													
<p>項目</p>	<p>東京警署御河川を対象とした取組内容</p>	<p>青橋市</p>	<p>福生市</p>	<p>羽村市</p>	<p>あきる野市</p>	<p>瑞穂町</p>	<p>日の出町</p>	<p>檜原村</p>	<p>奥多摩町</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>
<p>③想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図や浸水想定区域図による浸水想定区域図等の共有</p>	<p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有</p> <p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、浸水想定区域図を精査(※防護壁(4.条))</p> <p>・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図の引き改定に伴う見直し</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>
<p>④水害ハザードマップの作成、改良と周知</p>	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。</p> <p>・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。</p> <p>・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。</p>	<p>・浸水予想区域および多摩川洪水浸水想定区域の浸水深を防災マップで表示し、住民へ周知している。</p> <p>・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</p> <p>・霞川・多摩川上流域浸水予想区域図において、市内に空白区域があり、ハザードマップへ反映できない。</p>	<p>・市内に都管理河川は流れていない。</p> <p>・多摩川洪水内水ハザードマップは、作成時に全戸配布、ホームページに掲載し、周知を図っている。</p>	<p>・市内に都管理河川は流れていないが、都管理河川の洪水ハザードマップは作成していないが、多摩川の洪水ハザードマップを作成している。</p> <p>・ハザードマップは、作成時に全世帯に配布し、転入者には、市民課の窓口で配布している。</p> <p>・災害対策基本法の改正や対象区域の見直し等に合わせて、ハザードマップを更新していく必要がある。</p>	<p>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、全戸配布している。</p> <p>・ハザードマップは、ホームページに掲載し周知している。</p> <p>・新規住民になった方は転入手続き終了後、当該カウンターにて個別に説明している。</p> <p>・ハザードマップに掲載している項目(日の出町の地震動分布図、警報と注意報の発表基準、雨の強さと降り方、避難時の心得、洪水予報等・避難情報の伝達方法、非常持出品調達、我が家の防災メモ、町からの情報提供など)を気象情報一覧</p>	<p>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、全戸配布を行った。</p> <p>・ハザードマップは、ホームページに掲載し周知している。</p> <p>・新規住民になった方は転入手続き終了後、当該カウンターにて個別に説明している。</p> <p>・ハザードマップに掲載している項目(日の出町の地震動分布図、警報と注意報の発表基準、雨の強さと降り方、避難時の心得、洪水予報等・避難情報の伝達方法、非常持出品調達、我が家の防災メモ、町からの情報提供など)を気象情報一覧</p>	<p>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページにて公表している。</p> <p>・ハザードマップは、全世帯へ配布し、転入者には、市民課の窓口で配布している。</p> <p>・新規住民になった方は転入手続き終了後、当該カウンターにて個別に説明している。</p> <p>・ハザードマップに掲載している項目(日の出町の地震動分布図、警報と注意報の発表基準、雨の強さと降り方、避難時の心得、洪水予報等・避難情報の伝達方法、非常持出品調達、我が家の防災メモ、町からの情報提供など)を気象情報一覧</p>	<p>・町の地形上、河川の氾濫や浸水により住家及び施設利用者に命の危険を伴う被害が生じる可能性は低いと考えられるため、水害ハザードマップは作成していない。</p> <p>・ハザードマップに掲載している項目(日の出町の地震動分布図、警報と注意報の発表基準、雨の強さと降り方、避難時の心得、洪水予報等・避難情報の伝達方法、非常持出品調達、我が家の防災メモ、町からの情報提供など)を気象情報一覧</p>	<p>・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページにて公表している。</p> <p>・ハザードマップは、全世帯へ配布し、転入者には、市民課の窓口で配布している。</p> <p>・新規住民になった方は転入手続き終了後、当該カウンターにて個別に説明している。</p> <p>・ハザードマップに掲載している項目(日の出町の地震動分布図、警報と注意報の発表基準、雨の強さと降り方、避難時の心得、洪水予報等・避難情報の伝達方法、非常持出品調達、我が家の防災メモ、町からの情報提供など)を気象情報一覧</p>	<p>・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局)</p> <p>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)。</p>	<p>・引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、区市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図を改定している。(港湾局、建設局)</p> <p>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく。(建設局、下水道局)。</p>	<p>・雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局)</p> <p>・区市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っていく。(港湾局、建設局)</p> <p>・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)</p>	<p>【東京都】建設局、下水道局、港湾局</p> <p>【区市町村】全区市町村が対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)</p>
<p>項目</p>	<p>東京警署御河川を対象とした取組内容</p>	<p>青橋市</p>	<p>福生市</p>	<p>羽村市</p>	<p>あきる野市</p>	<p>瑞穂町</p>	<p>日の出町</p>	<p>檜原村</p>	<p>奥多摩町</p>	<p>気象庁東京管区気象台</p>	<p>関東地方整備局</p>	<p>東京都</p>	<p>取組機関</p>
<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>	<p>現状と課題</p>
<p>⑤「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>	<p>・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。</p>

⑨まるごとま ちごとハザ ードマップの 促進	今後の具体的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に調査・研究をする。	・他区市町村の取組事例を参考に検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に検討し、事業の拡充等を検討する。	・他区市町村の取組事例を参考に検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に検討している。	・他区市町村の取組事例を参考に検討している。			・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)	
	R4年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討している。	・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・引き続き、他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	令和3年度に避難所や土砂災害警戒区域を案内する看板を電柱等に設置した。今後も他区市町村の取組事例を参考に取組の拡充について検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	・他町村の取組事例を参考に取組の実施について検討している。	特段の取組予定なし				・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)	
⑩洪水実績 等の周知	現状と課題	・住民へ周知する方法等について検討する必要がある。	・市内に都管理河川は流れていない。	・市内に都管理河川は流れていないが、多摩川に関しては、洪水ハザードマップで洪水履歴を掲載している。	・河川氾濫による浸水被害については、令和元年台風第19号による被害の経緯は、「令和元年10月台風第19号災害の記録」として市HPに掲載している。	・H28年台風9号の浸水実績を一部ハザードマップに記載した。個人情報の特定を防ぐため、浸水実績があった地域を100m四方のメッシュで囲み掲載している。	・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・浸水実績等に関する情報は保有していない。				・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
	今後の具体的な取組	・他区市町村の取組を参考に、住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。 ・被災経験を風化させることなく、具体的な参考事例として活かしていく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。				・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
R4年度	・他区市町村の取組を参考に、住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・引き続き、他区市町村の取組を参考に検討していく。	・引き続き、他区市町村の取組を参考に検討していく。 ・防災教育の目的で台風第19号による被害や対応について説明した。	・他区市町村の取組を参考に、引き続き検討していく。	・他区市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	・他区市町村の取組を参考に引き続き検討していく。	特段の取組予定なし				・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青物市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組組織	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題	・自助の取組を促すための、マイタイムラインの冊子を市の施設や防災訓練などのイベントで配布している。	・自助の取組を促すために、東京都が作成した「東京マイ・タイムライン」の冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、令和2年度に東京マイタイムラインを全戸配布した。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を各共施設に設置し、配布を行っている。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を市役所本庁舎と出張所に設置し、配布を行った。(7/15～9/16)	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を市役所本庁舎と出張所に設置し、配布を行った。	各戸に「東京マイタイムライン」を配布し、令和元年6月に東京都と合同で風水害対策訓練時に、説明会を開き意識はあるが、作成はすすんでいない。	・土砂災害ハザードマップを全世帯に配布し、各世帯で危険箇所の把握や避難経路等を確認していただくよう周知を行っている。 ・「東京マイ・タイムライン」を全世帯に配布し、各世帯が災害時の行動についてあらかじめ考えられるよう周知を行っている。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
	今後の具体的な取組	・住民一人ひとりの自助をより支援する取組を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・マイタイムラインが活用されるよう講習会などを実施していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	各自治会単位のハザードマップ、避難経路の検討、避難のタイミングを検討する研修会を実施する。	・土砂災害ハザードマップや東京マイタイムライン等を活用しながら一人ひとりの避難計画の作成について周知、推進を行っている。				・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な関係先・受講団体を選定する。(総務局)	
R4年度	・地区での出前講座等の実施の際に、マイタイムラインについての周知・啓発を図った。	・東京マイ・タイムラインの冊子の配布を行っている。 ・市役所出前講座のメニューに、「マイ・タイムラインの作成について(風水害に備えた避難行動計画)」を追加している。	・東京マイタイムラインを窓口等で配布した。 ・自助の出前講座や講習会を通じて、マイタイムラインの必要性や利用方法等を周知していく。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を市役所本庁舎と出張所に設置し、配布を行った。(7/15～9/16)	・学校及び町内会講座等の実施の際に、東京マイタイムラインについての周知・啓発を継続して行っていく。 ・引き続き、村民に個別避難計画作成の重要性について、周知を行っている。	・令和元年度に実施した都との合同水防訓練において、全村民向けにマイタイムラインの作成講習会を実施した。 ・引き続き、村民に個別避難計画作成の重要性について、周知を行っている。	・土砂災害ハザードマップや東京マイタイムライン等を活用しながら一人ひとりの避難計画の作成について周知、推進を行っている。	・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用車向上を目標とした広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)						
B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 ・例年実施している総合防災訓練の時期に合わせ、民生委員及び自主防災組織による避難行動要支援者への安否確認訓練を行っている。 ・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者の個別計画策定について、実施体制の検討を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、避難行動要支援者名簿の策定・更新を進めている。 ・個別計画策定については、作成に向けた準備を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新は、継続して行っている。や避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。				・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局
	今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。				・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)
R4年度	・令和2年度避難行動要支援者名簿に土砂災害警戒区域および浸水想定区域の該当を掲載する準備を進めている。 ・避難行動要支援者の個別計画策定に向けて、検討を進めている。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新について、取組を進めている。 ・個別避難計画の策定方法等について、福祉部門と連携しながら検討を行う。	・引き続き、避難行動要支援者名簿の策定・更新を進め、避難支援等関係者(町内会・民生委員など)に提供した。 ・個別避難計画の作成に向けて、システム改修と制度構築を進めた。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 ・福祉避難所の確保に向け関係部署などと調整をはめた。	引き続き避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進める。	引き続き避難行動要支援者名簿の更新や、避難行動要支援者の個別計画策定に向け検討する。	令和4年度より地域包括支援センター等福祉部門と連携し、個別避難計画策定に向けて検討する。	・個別避難計画作成に向け、防災部門と福祉部門とで検討を開始する。					区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	
C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・毎年実施している土砂災害対応訓練において、水災への対応について周知を図っている。 ・出前講座において、水災への対応についての周知を図っている。	・広報物や市民出前講座などにより、水害リスクに関する周知を図っている。	・地域防災力の向上のため、総合防災訓練や水防訓練を実施し、町内会などの自主防災組織の人材育成を図っている。	・防災リーダー育成研修を実施している。	・学校や町内会等で防災講習を行った際には、水害リスクに関する周知している。	・地域の防災組織へ、水害リスクに関する周知を図る。	地域の防災力の向上の為に研修等は行っていない。	・町内会自治会に自主防災組織が立ち上がっているが、町による人材育成支援は実施できていない。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
	今後の具体的な取組	・毎年開催している防災リーダー講習会のプログラムに水災への対応を追加することを検討していく。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させる方策を検討していく。	・引き続き、総合防災訓練等で普及活動を実施する。	・防災リーダー育成事業を実施した。 ・更新メニューを検討する必要がある。 ・女性の防災リーダーを増やす必要がある。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組や方策を検討していく。 ・住民に対する防災講話を実施し、水害リスクに関する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組や方策を検討していく。 ・女性に対する周知を引き続き実施する。 ・防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	地域の防災力の向上については、各自治会役員及び消防団員の力が必要で、少しずつ地域の防災人材育成を今後、研修会を実施する。	・自主防災組織の中心メンバーを対象に、町が講演会や研修を行うことで、少しずつ地域の防災人材育成を進めていく。				・地域防災力の向上のために人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	

項目	東京都市圏河川を対象とした取組内容	青物市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
④住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	現状と課題	・毎年開催している防災リーダー講習会のプログラムに水災への対応を追加することを検討していく。 ・全戸配布している防災ハンドブック内の水災に関する箇所の市民への変更の周知方法を検討していく。	・防災リーダー育成に向けた研修を実施している(本年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み中止)。 ・広報物や市政出前講座などにより、水害リスクに関する周知を行っている。	・総合防災訓練、水防訓練、出前講座などを通じて、地域防災力の向上と土人木育成を図った。	・地域防災力の向上を目的とした避難訓練を実施し、安心地域委員会と合同で実施した。	・学校・町内会等で防災講話を実施し、水害リスクに関する周知を行った。 ・また、防災リーダーの育成に向けて、自主防災組織リーダー講習会の実施を予定している。	・地域防災力向上の担い手となる人材の育成を検討している。	・今後、防災リーダーの育成に向けた取組を検討していく。	・地域住民を対象とした講演会や研修の実施について検討を行う。					・住民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)
	今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と連携しながら、より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・水害を想定した避難訓練は実施していない。 ・避難訓練の実施について検討する必要がある。	・総合防災訓練や水防訓練を実施し、これに合わせて自主防災組織による避難訓練を実施している。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。 ・浸水想定区域の住民による避難訓練を実施する必要がある。	・多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。 ・内容については検討し続ける必要がある。	・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・町の地形上、河川の氾濫や浸水により住家及び施設利用者に命の危険を伴う被害が生じる可能性は高いと考えられるため、氾濫や浸水害を想定した避難訓練は実施していない。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。			・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	
	R4年度	・引き続き、関係機関と連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を検討していく。	・引き続き、関係機関と連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を検討していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・地域の自主防災組織と連携して、避難訓練の実施に向けて検討していく。 ・地震を想定した訓練と同調させ、事前避難の実施など早期避難の実施に取り組む。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と地域の実情に即した訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものと区市町村が協力している。			・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
④防災教育の充実	現状と課題	・毎年教員に配布される「安全教育プログラム」(東京都教育委員会)によって、「気象災害時の安全」として風水害の理解と安全な行動を教えている。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・総合防災訓練に、市内の中学2年生が参加している。 ・小中学生を対象に防災に関する出前講座等を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・学校からの依頼により防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・学校等の依頼により、防災教育を実施している。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム(経緯したことのない大雨、その時どうするかを作成し、防災教育に活用する)普及啓発に努めている。			・情報提供等を通して各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員に配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁)	
	今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・小中学校において、さらに防災教育が進むよう教育委員会とともに検討していく。	・学校と連携し防災教育の実施を拡大していく必要がある。	・引き続き、防災教育を実施していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・関係部署と連携し、防災教育の実施拡大に向け取り組む。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取り組む。			・防災教育に関する通知等とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
	R4年度	・防災教育として、小学校へ出前講座を実施した。	・都立高校からの依頼に基づき、高校の防災訓練に防災所管課職員を講師として派遣している。 ・令和4年度福生市総合防災訓練における避難所開設・運営訓練に、市立中学校の一部生徒が参加した。 ・学校と連携した防災訓練や研修の実施について検討していく。	・総合防災訓練は、新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小して実施したため中学生の参加はなかった。 ・小中学生対象の防災に関する出前講座は、新型コロナウイルス感染症対策のため実施しなかった。 ・都立羽村高等学校に災害に関する授業を行った。 ・今後は、総合防災訓練及び出前講座の実施について、関係部署と連携して充実を図っていく。	・高等学校からの依頼により防災教育を実施した。 ・コロナの影響を考慮し、密集を避けた内容で行ったことである	・瑞穂第一小学校、第四小学校に対して、防災講話、備品等の見学を行い、水害知識の向上を含めた防災教育を実施した。	・防災教育を実施した。 ・コロナの影響を考慮し、密集を避けた内容で行ったことである	・今後、教育委員会と連携し、小中学校の防災教育の拡大を検討する。	・防災教育実施拡大について引き続き検討していく。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。			・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、住民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員に配付し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習会を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)	
門前かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項														
⑤水位計、河川監視カメラ等の整備	現状と課題	・水位計や河川監視カメラ等の設置について必要性を検討する必要がある。	・市内に都管理河川は流れていない。	・市内に都管理河川は流れていないが、国土交通省茨城河川事務所において多摩川に水位計や河川監視カメラ等を設置しており、これらの情報を共有している。	・水位は国や東京都が設置した水位計の情報を収集している。河川監視は、東京都が設置したカメラの情報を活用している。	・水位計や河川監視カメラ等は設置していない。	・現在、国の水位計や河川監視カメラ等は設置していない。 ・東京都による水位計や河川監視カメラ等の設置は、徐々に進められているようである。	・水位計や河川監視カメラの設置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	
	今後の具体的な取組	・東京都の設置する河川監視カメラの活用を検討していく。												
	R4年度	・東京都の設置する河川監視カメラの活用を検討していく。			・引き続き、水位計、河川監視カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・H30に設置した水位標と河川監視カメラによりリアルタイム情報として活用している。	・西多摩建設事務所等と必要性・設置について、検討していく。	特段の取組予定なし。				・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流監視設置の点検整備等を確実に実施していく。(交通局) ・放流監視装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実に実施していく。(水道局)	
2)的確な水防活動のための取組 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項														
⑥水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項	現状と課題	・出水前、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・防災倉庫等に土のう、スコップ等の資機材を配備している。	・市内に都管理河川は流れていない。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・市内に都管理河川は流れていないため、東京都との共同点検は実施していないが、多摩川については、国土交通省茨城河川事務所、防災安全課、土木課、桜元消防団との間で、年1回の共同点検を実施している。	・出水前、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するための河川巡視を実施している。 ・備蓄倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・市内に水防上注意を要する箇所が定められていないことから共同点検は参加していない。 ・備蓄倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水前、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水前、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・備蓄倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・防災備蓄倉庫及び消防団詰所に土のう袋を配備している。				・出水前、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	
	今後の具体的な取組													
	R4年度													

④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参加する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	今後の具体的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・職員の中での災害時の役割分担を明確化し、その役割に応じた研修を実施する。	・自治体担当者を利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。		・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)
		R4年度	・国や東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修等へ参加し、職場内で共有を図った。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告共有を図った。	・国・東京都が実施する研修等に参加するとともに、多くの研修等に参加できるよう検討していく。	職員の中での災害時の役割分担の明確化について庁内協議を行う。	・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。		・国及び外部団体が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	青柳市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑤災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通して支援していく。(総務局)	
		R4年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員向けマニュアルを作成したり取組を行うなどし、DIS取組の習熟に努めている。 ・令和4年度福生市総合防災訓練において、DISを活用した情報共有の訓練を実施した。	・DISの訓練を行い、いざという時の災害に備えた。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有していく。	・台風警戒時、態勢情報等を入力し、情報を共有化した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)	
⑥地方自治法第245条の取組状況に関する情報提供等に関する技術的取組	・国管理河川を対象とした大規模冠水減災協議会の取組状況に関する情報提供等に関する技術的取組に関する情報を共有する。	現状と課題											平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	
		今後の具体的な取組											・国管理河川を対象とした大規模冠水減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。	
		R3年度											・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	